

政令第八十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「六人」を「七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。